平成２８年（フ）第１２１号
香川県善通寺市中村町1759番地　大西アパート東１号
債務者　原口さおり（旧姓野田・宮川・藤川）
１　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時20分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第８０７号
千葉県市川市行徳駅前４丁目９番６－415号（ローズガーデン行徳フィネス）
債務者　秋谷　圭代
１　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１４８号
千葉県浦安市堀江６丁目16番45－302号　メナージュ浦安
債務者　佐藤　正幸
１　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１５８号
千葉県船橋市松が丘４丁目58番８号　シティビレッジ北習志野301号
債務者　石田　隆志
１　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１７０号
千葉市花見川区幕張町４丁目689番地
債務者　脇田　好美
１　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１９６号
千葉県市川市市川南４丁目７番22号
債務者　古沢　浩子
１　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２０５号
千葉県市川市曽谷８丁目11番17号　（１Ｆ）
債務者　金子　秀樹
１　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２１３号
千葉県市川市北方３丁目16番31号（シエルエトワール　Ｂ　103号）
債務者　永島　雄介
１　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２５０号
千葉市稲毛区小中台町547番地９　コンフォート米市202号
債務者　秋田　一博
１　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２５１号
千葉市稲毛区小中台町547番地９　コンフォート米市202号
債務者　秋田　樹理
１　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１６９１号
名古屋市中川区松葉町２丁目53番地
債務者　富田　弘毅
１　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４７４号
兵庫県加古川市加古川町友沢390番地の１ベル友沢Ｂ－202号
債務者　山原　　徹
１　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２３５号
福岡県久留米市国分町1176番地３　ブルースカイ鶴久202号、前住所福岡県久留米市国分町1115番地１　グランドール国分Ｃ－208号
債務者　北川　福美
１　決定年月日時　平成28年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第４４号
北海道沙流郡平取町字長知内80番地１
債務者　畠山　愛子
１　決定年月日時　平成28年12月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
北海道苫小牧市豊川町２丁目13番13号　ドムール豊川201
債務者　住吉　厚美（旧姓牧野）
１　決定年月日時　平成28年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第３８号
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字道場久保56番地４　ロイヤルステージ13、前住所栃木県那須塩原市島方449番地　市営島方団地80号
債務者　渡邉　雅文
１　決定年月日時　平成28年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
福島地方裁判所白河支部破産係